

小田原市いこいの森条例等の一部改正について

1 改正の背景

小田原市いこいの森について、利用者の利便性向上を目指し適切な管理運営を図ってきたこれまでの運用実績を踏まえ、開場日等の整備を行うに当たり、小田原市いこいの森条例及び小田原市いこいの森条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正する条例等

- (1) 小田原市いこいの森条例
- (2) 小田原市いこいの森条例施行規則

3 改正の内容

- (1) 管理棟等の休館日及び休場日の変更

管理棟等の休館日及び休場日を次のとおり変更することとします。

【基本的な考え方】

- ・ 林間キャンプ場等は、利用者のニーズを考慮し夏季のみの運営から、冬季を除く原則通年の運営に変更することとします。（水曜日及び木曜日は、休館・休場）
- ・ 林間運動広場、バードゴルフ場及び体験交流センターは、現在の運用実績等から、休館日及び休場日を月曜日から木曜日に変更することとします。
- ・ 管理棟の利用（売店等）は、原則的に林間キャンプ場等の休場日に合わせることにします。

区 分	改 正 後	改 正 前
管理棟	ア 水曜日及び木曜日（祝日に当たるときを除く。） イ 1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日までの日	7月21日から8月31日までの期間以外の期間のうち、次に掲げる日 ア 月曜日（祝日に当たるときを除く。）
林間運動広場、バードゴルフ場及び	ア 木曜日（祝日に当たるときを除く。）	イ 祝日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日に当たるとき

体験交流センター	イ 祝日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日に当たるときを除く。） ウ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日	を除く。） ウ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
林間キャンプ場、バンガロー及びシャワー棟	ア 水曜日及び木曜日（祝日に当たるときを除く。） イ 1月1日から2月末日まで及び12月1日から同月31日までの日	7月21日から8月31日までの期間以外の期間の全日

(2) 夏季期間以外の管理棟、バンガロー及びシャワー棟の開場に関する規定の廃止

(1)の改正に伴い、4月1日から7月20日まで及び9月1日から10月31日までの各期間に限り、市長の定める基準に従い管理棟、バンガロー及びシャワー棟を開場することができるとしている規定を廃止することとします。

(3) 管理棟の開館時間の変更

管理棟の施設を利用することができる時間を踏まえて開館時間の規定を次のとおり整備することとします。

改正後	改正前
午前9時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで（バンガロー及びシャワー棟を開場する日にあっては、午前9時から午後10時まで）

4 その他関連規則

上記の条例の一部改正に伴い、小田原市いこいの森条例施行規則において、バンガロー等の開場の基準及び使用許可等の申請期限に関する規定を削除することとします。

5 条例及び規則の施行予定日

令和7年4月1日